

中国ビジネス環境改善への提言

2016年9月

日中経済協会事務局

本ペーパーは、2016年度日中経済協会合同訪中代表団アンケートを通して中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、日中経済協会賛助会員企業の意見交換などを経て、商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府など関係機関への提言として取り纏めたものです。日中経済協会は、商務部との更なる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネス協力の深化・拡大に貢献し得ることを願っています。

《提言の三大重点》

1. 更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

従来課題とされてきた、中国の行政管理制度規制とそれによる行政手続きの煩雑さ、制度構築・運用の不透明性などは、数年来改善されてきていますが、現在も、以下の課題例は、多種多様なビジネスにほぼ共通する進捗阻害、コスト増大要因となっています。

更なる規制緩和、手続きの簡素化及び運用の透明性向上に加え、以下（1）の課題に対しては、商務部の主導により、例えば、「EXIT ワンストップサービスセンター（仮称）」を設けていただければ如何でしょうか。

（課題例1）外資系企業の清算、譲渡などの規制は厳しく、手続きが煩雑であり、事業再編が極めて難しい結果、新たな投資を制約する要因となっています。改善策の一つとして、上記「EXIT ワンストップサービスセンター」設置が有効と考えます。（詳細は4頁参照）

（課題例2）法改正（2013年）により、外国人の居留、就労許可、就労証更新・抹消手続きに要する時間は改正前の2-3倍となり、年齢や学歴による就労規制などと共にビジネス阻害要因となっています。これらの改善を提言します。（詳細は9頁参照）

（課題例3）その他、業界毎、地方毎或いは横断的な行政管理（例：危険品管理、サイバーセキュリティ規制等）の制度構築及び運用における透明性、公平性が求められています。（詳細は5、10頁参照）

2. 日中社会保障協定の早期締結

日中社会保障協定は、目下交渉中と承知していますが、両国企業の事業コスト増大を回避するため、早期締結をお願いするとともに、締結までの間の経過措置として、二重負担となる社会保険料納付を免除していただくことを提言します。（詳細は10頁参照）

3. 知的財産権保護の徹底

内外・規模の大小を問わず、長年のR&Dで開発した技術・ノウハウは、企業の存続に関わる重要な財産であり、新たな産業協力の展開に当たり、ビジネス現場の知財権保護徹底を共通認識とする機会を商務部のもとでも拡充していただくことを提言します。（詳細は5頁参照）

《ビジネス環境課題と改善提言の詳細》

目 次

◆緊急課題「東日本大震災以降、認められていない日本の1都9県関連商品の中国側の輸入早期解禁」	2
◆総論	2
1. 外資参入規制の緩和	3
2. 行政手続きの改善	4
3. 情報セキュリティ、サイバーセキュリティ関連規制の透明性向上	5
4. 知財権保護の徹底	5
5. 貿易（WTO, FTAに関する課題を含む）	6
6. 税関関連	8
7. 税制	8
8. 外国人の居留、就労手続きの改善	9
9. 日中社会保障協定の早期締結、締結前の経過措置	10
10. その他の重要課題	10

◆緊急課題「東日本大震災以降、認められていない日本の1都9県関連商品の中国側の輸入早期解禁」

中国からの訪日者数は順調に増加しており、彼らからは「たまたま都内のコンビニエンスストアで買った日本製の菓子が手軽で美味しかった」とか「居酒屋に飲みに行ったら、日本の酒が非常に美味しかった」などの声が聞かれます。帰国後も引き続き中国の消費者がこうした商品を購入できるように、輸入規制を早期に解除いただくことを提言します。

◆総論

(1) 第13次五カ年計画で提起された諸課題及びその解決策の実行を通じて、市場経済システムの完備、行政管理制度等の改革の深化、新たな対外開放の拡充がなされることを期待しています。

(2) 最近、中国での企業活動の懸念材料が増えています。例えば、ロイヤルティにかかわる税関の査察、海外のみならず国内のグループ内取引への移転価格の問題提起、知的財産の係争の急増などが挙げられます。経済の安定的成長は、企業の安定的成長あってのものであり、公平かつ透明性の高い国際的なレベルの行政サービスを企業に対して提供されることを提言します。

(3) こうした懸念解消のためにも、官民双方での経済分野での交流が非常に重要です。日中ハイレベル経済対話や日中韓経済貿易大臣会合が本年早期に開催され、日中ビジネス交流が更に深化することを強く期待いたします。

1. 外資参入規制の緩和

(1) 外国投資法立法に向けた提言：

- ① 外国投資法立法に向けて、ネガティブリストの縮減・簡素化、外資出資比率制限縮減・撤廃、国有資産買収規制縮減・撤廃などによる外資参入規制緩和が一層進むことを期待しています。
- ② こうしたプロセスにおいて、全国人民代表大会常務委員会が9月3日に決定した三資企業法の改正は、ネガティブリスト対象ではない外商投資企業の設立・変更手続きを「審査認可制」から「届出制」へ転換するものであり、同時に商務部からは、改正法の具体的執行に関する暫定規則（「外商投資企業設立及変更備案管理暫行弁法（征求意见稿）」）案が発表され、パブリックコメント徴求が9月22日期限で実施されています。これらによって、外商投資企業の設立・変更手続きの負担が大きく軽減されることを期待すると共に、「届出制」が全国で一律に機能するように、中央政府が執行方法の細部を定め、地方間の不統一を回避すると同時に、商務部門に加えて、外商投資企業設立・変更に関する工商、外為、税関、税務、公安、統計などの行政部門の審査認可や登記手続きが齟齬なく連動し、各関係部門間の理解の相違などによって事業活動に不便や混乱をもたらすことのない制度完備がなされるよう提言します。
- ③ 制度改変、立法プロセスや方向性などの情報提供の機会を増やしていただくことにより、ビジネスの予見可能性を高めていただくことを提言します。
- ④ 日本の中小企業は、一般的に高い技術力を有しますが、中国での信用力は弱く、現地銀行からの融資が得られにくいため、現地進出後も資金調達を親子ローンに頼らざるを得ないケースが多数あります。一方これらは、既往の「投注差」規制により、企業が必要とする資金調達が難しいというディレンマに直面しています。外国投資法立法に向けて、この「投注差」規制撤廃などの抜本的な規制緩和を検討していただくことを提言します。

(2) 不動産投資会社の設立規制等：

- ① 外資による不動産投資会社（プロジェクト毎の事業法人でもコンサルタント現地法人でもなく、真の拠点会社）の設立は認められておらず、中国投資に関する組織が複雑化しています。内外無差別の不動産業の発展のために、外資による不動産投資会社設立規制の早期緩和を提言します。
- ② また、不動産業の減資・清算手続きの基準が不明確であり、許認可手続きにも長時間を要しています。減資・清算基準の明確化、手続きの簡素化・迅速化を提言します。

(3) コンテンツ内容審査の重複：

中国では、外国からのコンテンツ（映画、音楽、ビデオ、ゲーム）の内容審査が行われており、国家新聞出版広電総局のうち、旧 SARFT（広電総局）は映画、旧新聞出版総署は音像製品・電子出版物（音楽・ゲーム）、文化部はオンライン音楽・ゲームと、同じコンテンツでも担当する中央省庁の違いによって、異なる中央政府機関で内容審査を受けなければなりません。オンライン音楽は、内容審査が緩和され、事後審査となったことは評価に値しますが、一方で、依然として内容審査の基準が明確でないため、同じコンテンツでも省庁によって指摘される問題もばらばらです。政府と企業双方の業務効率を高めるため、以下2点を提言します：

- ① 中央政府で一つのコンテンツ内容審査部門を設立し、同内容のコンテンツは一度内容審査を通過すれば、他の政府機関での審査は不要とすること。

② 内容審査の基準をより透明性のあるガイドラインとして明文化すること。

(4) 中国の海外投資枠：

不動産や一部の事業領域において、日中双方による双方資産への投資等の動きが出てきていますが、QDII の枠不足等が、中国から海外への投資の足かせにもなっています。中国からの海外投資に関する一層の規制緩和を提言します。

(5) 外貨管理規制：

- ① 日本への送金等での当局の許認可が必要なものが多過ぎるところ、手続きの簡素化を提言します。
- ② 長期借入枠制限・ルールを撤廃していただくことを提言します。

2. 行政手続きの改善

(1) 行政手続き：

行政手続きの提出書類・提出先が多く、また、手続きに長時間を要するケースが多くあります。簡素化と迅速化を提言します。

(2) 運用の不統一：

手続きに際して、中央と地方、あるいは担当者毎で見解が異なり苦慮するケース、過去の担当者の見解に基づき処理した案件が、数年後、新しい担当者から問題視されるケースも散見されます。全国統一的な運用の徹底を提言します。また、過去に適正とされた事案については、その法的地位の安定性を奪われることが無いよう徹底されることを提言します。

(3) 投資・増資許認可手続き：

投資・増資許認可手続きに時間を要するため、タイムリーかつフレキシブルな投資・増資が難しい状況にあります。許認可手続きの簡素化・迅速化を提言します。

(4) 出資権譲渡・会社清算手続き：

中国の産業構造転換、市場の変化、各企業のビジネスモデルの変化により、現地法人の清算を行う場合、既存事業会社の出資権譲渡、不採算事業からの撤退・会社清算もあれば、既存事業から一旦撤退して資産を入れ替えての新規事業立ち上げという、前向きなものもあります。現在、中国では、出資権譲渡・会社清算につき、関係当局の多岐に亘る複雑かつ長時間の審査・手続きを要するところ、改善が求められています。その改善方法の一つとして、外資系企業設立時に実施されているワンストップサービスを、出資権譲渡・清算手続きに対しても提供することを提言します。スムーズな EXIT が出来れば、資産入れ替えによる新規投資という好循環に繋がると思料します。(7. [2] [3] も併せて参照下さい。)

(5) 輸出入手続き：

輸出入手続きの簡素化、輸出入制度運用の地域格差の是正、及び制度変更の事前の早期周知を提言します。

(6) 合併審査手続き：

中国では、有力な国有企業同士が合併する事案が増えています。合併は国際的な競争力を高め、各業界の市場安定に寄与することが期待されるため、必要に応じて検討されるべきと考えますが、中国の独占禁止法の運用にあたっては、内・外資企業を問わず、公正・公平な観点で行われることを前提に、合併審査手続きの円滑化・迅速化が図られることを提言します。

(7) 都市開発用地の入札評価制度：

現在、中国の政府による都市開発用地の入札評価は、入札価格の多寡を主体とした判断基準となっていますが、日本を含む海外で採用されているプロポーザル方式など多角的な判断基準を導入することで、外資をはじめとする優良な開発力を期待できる企業の参入を促し、公平で透明性の高い市場経済を基軸としつつ、中長期的な展望に立ったスマートシティなどの開発を推進できるよう提言します。

(8) 施工許可等に関する手続き：

① 保証金口座開設の問題

工事請負地或いは支店においてすでに銀行口座を開設済であっても、各種保証金ごとに指定銀行が異なるため、一つの工事で少なくとも四つ以上の口座開設が必要とされ、指定銀行に開設して保証金を積まなければ施工許可が下りません。毎回保証金を積むのではなく、銀行または保険会社のボンドで代替が可能とするよう提言します。

② 農民工工資保証金の問題

工事請負地或いは支店においてすでに「農民工工資保証金」口座を開設し、売上高に応じて定められた保証金を通常上限まで積んでいます。工事所在地において、再度「農民工工資保証金」を指定銀行での口座開設により積まなければ施工許可が下りません。資金的にも管理的にも負担が大きいため、二重に保証金を積む要求は止めていただくよう提言します。

② 各種保証金返還の問題

上記のように、「農民工工資保証金」のほか、各種の保証金をそれぞれ指定された銀行に口座を開設して積んでいます。各種工事が完成し引き渡しが終わっても、返還を受けることができない状態にあります。返還にあたっては、非常に面倒な手続きが多く存在しており、また、10年経過した保証金は返還されないとされています。質量監督局から出される「完成工事検査意見書」を以って、すみやかに返還されるよう提言します。

③ ハイテクパークにおける二重監督の問題

ハイテクパークは、独自の質量監督局などの建設監督機能を持っていますが、上級部門はその権限を認めておらず、二重の手続きの費用と手間がかかるほか、両者間で意見の相違があった場合、ビジネスが進まなくなります。上級部門は法制度に基づき、ハイテクパーク独自の監督機能を尊重することを提言します。

3. 情報セキュリティ、サイバーセキュリティ関連規制の透明性向上

情報セキュリティ関連規制やサイバーセキュリティ法案の法令制定に際しては、各国政府・業界団体が申入れを行っている通り、国際規格や国際慣行に基づく法令化及び行政執行にともなう透明性向上、過度に貿易制限的な規制とならないこと、を提言します。

4. 知財権保護の徹底

長年の R&D で開発した技術・ノウハウは、内外および規模の大小を問わず企業の存続に関わる重要な財産であり、下記の如くの知財権保護の一層の徹底を提言します。

(1) 著名商標：

改正・中国商標法では、権利保護の強化が図られる一方で、海外の著名商標も、中国国内での著名性を立証できなければ、他社の出願の自由を排除できません。また、本来の商標権

者が特定の商品（例：ヴィトンのバッグ）での商標を出願登録しても、他社は別の商品（例：ヴィトンのビール）で登録することができるといったケースが多く見られます。海外での著名性を考慮した審査の実施、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM 製造）を排除する仕組みの整備を更に進めることを提言します。

（２）模倣対策：

模倣商品の氾濫と不正輸出入が依然として深刻です。外観識別不可能な自動車関連用オイル、密封シーラント剤、ブランド衣類等は、周知の如く一例です。ネットビジネスでのトラブルも増えています。消費者に安心・安全な商品が届くように、商品検閲の徹底、水際防御の強化と厳罰化、法制遵守の継続的啓蒙による、健全かつ厳格な規制のもとでの市場の安定を提言します。

また、模倣品の取り締まりにつき、税関での取り締り情報を、より広範囲に、望ましくは全てを、速やか且つ詳細に開示することを提言します。

（３）情報公開促進など：

- ① 知財権関連の行政審決、法院判決の審理内容については、公開の促進が図られていますが、必ずしも全てが公開されている状況にはなっていません。引き続き更なる公開の促進、透明性の担保を図ることを提言します。
- ② また前記の審理においては、期日が直前に指定されることがあり、対応が困難な場合があること、審理における応答期間や公証について外資企業は多大な負担を強いられていることなどの改善を提言します。

5. 貿易（WTO, FTAに関する課題を含む）

（１）WTO 政府調達協定（Government Procurement Agreement: GPA）早期加盟：

2007年12月より政府調達協定（GPA）加盟のためのオファーが提出されており、2014年末には第5次改訂オファーが提出されるなど、中国政府が継続した取り組みを行っていることは評価されるべきです。しかし、政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額の引き下げが不十分であり、加盟が実現していません。以下の問題を解決するためにも、中国がGPAに早期加盟することを提言します。

- ① 輸入製品は、中国の政府調達で排除される場合があること。
- ② 中国で多くの製品を生産している日本企業が、米国の政府調達に参加できない場合があること。
- ③ 米国に続き、EUの公共調達でも中国を念頭に置いた制裁条項が検討されていること。

（２）政府調達市場における輸入製品の除外：

2004年12月、財政部と国家发展改革委員会が連名で「省エネ製品政府調達実施意見」を発表し、政府調達において省エネ製品リストに入っている製品を優先する旨を規定、これに基づき、「省エネ製品政府調達リスト」が発表されました。

2007年7月、国务院法制弁公室が省エネ製品強制購入制度を発表し、一部の省エネ製品が「優先調達」から「強制調達」となったため、「省エネ製品政府調達リスト」に強制調達と優先調達が併存するようになりました。

2007年12月、「政府輸入製品購入弁法」が施行され、これらの法令・省令により、「省エネ製品政府調達リスト」で多くの輸入製品が排除された状態が続いています。

また 2006 年 10 月、財政部と環境保護部（当時：環境総局）が連名で「エコマーク製品政府調達実施意見」を発表し、政府調達においてエコマーク製品を優先する旨を規定しました。これにより、「エコマーク製品政府調達リスト」制度が確立されました。上記二つの「リスト」に関して、以下の通り提言します。

- ① 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにおいても、輸入製品が入っていない状態が続いています。公平な競争環境を確保し、輸入製品をリストに入れるよう制限撤廃を提言します。
- ② 調達を行う政府機関より、二つの「リスト」に含まれる製品の持続的供給の保証、リストの有効期間内（6 カ月）の製品供給義務、及び「承諾書」の提出が求められています。技術革新と製品寿命のサイクルが速い IT 製品群にとっては、製品切り替えのタイミングがリスト更新と合わないケースが多くあります。「承諾書」に記載された期間内の製品供給を保証するために、企業は二つのリストに掲載された製品在庫を保有する必要があり、経営上のリスクが生じます。また、次回リスト更新まで条件に適合した製品を追加できないという問題もあります。これらの問題により最適な製品を調達できないことは、政府の意図するところではなく、リスト導入の主旨にも乖離していると考えます。従って、政府には条件に適合した製品をタイムリーに追加できる制度、例えば、i) リスト更新サイクルを大幅に短縮、ii) 企業側が条件に適合した製品を適宜リストへ追加出来る制度の構築を提言します。

（3）日中韓 FTA、RCEP 交渉における政府調達章の追加など高いレベルの協定の実現：

日中韓 FTA 交渉や RCEP 交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速しています。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高まります。RCEP 交渉および日中韓 FTA 交渉の中に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、両協定において高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを提言します。また、政府調達に加えて、物品貿易や前述の外資参入規制緩和、知的財産権保護等も含め、幅広い分野で高いレベルの協定が実現されることを提言します。

（4）FTA 原産地証明書取得要件の透明性確保：

ASEAN や中南米各国（チリ、ペルー等）向けに FTA を利用するため、原産地証明書を商検局から取得するにあたり、商検局が FTA の条文とは異なる（或いは、条文に記載の無い）独自の要求を行うことにより、FTA が利用出来ない、或いは FTA の利用に遅れが生ずる状況が散見されます。FTA の条文に沿った対応がなされるよう提言します。

例) ASEAN-中国 FTA では、その施行細則上に、原産地証明書に記載する HS コードを輸入国の HS コードとする旨の規定があります。しかし、輸入国と輸出国（中国）の HS コードが異なる品目について、中国各地の商検局が自国（中国）の HS コードを記載するよう要求しています。商検局の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTA が利用出来ない、或いは商検局との交渉に時間を要し、FTA の利用に遅れが生じる場合があります。中国の中央政府から各地の商検局に対し、条文と矛盾したり条文に記載のない要求を行ったりしないよう、指導徹底されることを提言します。

(5) FTA 原産地証明書の新書式の徹底：

中国-コスタリカ FTA を利用する際には、「海関総署公告 2012 年第 47 号」に基づき、2013 年 10 月 15 日より、新しい書式による原産地証明書の利用が義務付けられています。一方、一部の商検局（例：厦門地域）が依然として古い書式を使用していることにより、FTA が利用出来ない、或いは FTA の利用に遅れが生じる場合があります。税関総署の政策変更に沿った対応を要望します。

6. 税関関連

(1) ロイヤルティの税関調査における対応改善：

税関総署が 200 社を対象に行ったロイヤルティの調査において、複数の中国子会社が同時期に一斉に調査を受け、税関内部の連携ミスにより一つの税関の二つの部署から同時に質問を受ける場合があります。提出書類の準備や税関への説明には多くの時間と工数を要することから、ビジネスへの影響を回避するため、グループ企業に対する調査の時期調整、税関の対応窓口の一本化等の改善を提言します。

(2) 貨物検査の品質向上：

通関時の貨物検査により、貨物が破損・紛失する事例が散見されました。貨物検査の品質向上を提言します。

(3) 通関速度の維持、向上：

ペーパーレス通関の成熟化に伴い、ペーパーレス通関による通関速度は向上しましたが、一方で、逆に書類通関において、1~3 日の遅延が散見されるようになっていきます。書類通関における通関速度に関し、従来レベルに改善することを提言します。

7. 税制

(1) 合併にかかわる特殊性税務処理制度の運用改善：

合併に係る特殊性税務処理の適用可否に関する運用は、各地の税務当局の裁量に委ねられている部分が多く、法令・通達の条文を読めば適用されてしかるべきところ、「適用の事例が少ない」、「細則が出ていないので対処できない」という理由により税務処理が完了しない状況が生じています。新制度創設当初から、ある程度実務面まで配慮したルールを周知し、制度利用者の立場に立って運用していただくことを提言します。

(2) 組織再編時の税制：

組織再編に伴う株式譲渡益課税等の免除を提言します。

(3) 清算・出資権譲渡における 2 免 3 減制度：

「経営期間が 10 年以上の企業」という条件により 2 免 3 減の享受を受けた外資企業が設立 10 年以内に出資権譲渡により内資企業となる場合、或いは清算する場合、享受を受けた税金相当額を返金しなければならず、結局、清算或いは出資権譲渡を 10 年経過後に先延ばしし、資産入れ替え、新規投資も待たざるを得ないケースもあります。この経営期間 10 年以上という規定を廃止し、優遇を受けた税はそのまま清算或いは出資権譲渡が出来るように改善することを提言します。

(4) 日中二国間の相互協議・APA (Advance Pricing Agreement) 制度：

中国における日中二国間 APA の申請先は、市及び自治州以上の税務機関が受理することと

なっています。一方で、複数の確認対象法人が一つの APA に含まれる場合には、国家税務総局 (SAT) が主体的に関与し支援・指揮を行うこととなっていますが、実際には長期間にわたる調整が必要となり、その間 APA の申請自体ができない状況となります。二国間 APA が両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA 窓口の一本化、もしくは SAT が積極的かつ主体的に調整していただくことを提言します。併せて、APA 申請期間中は、地方当局による移転価格税務調査を停止し、APA 審査を優先するような手当がなされることを提言します。

(5) BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) に対応した過重な情報提供義務の緩和

中国の国家税務総局が発表した「関連申告と同期資料管理の関連事項についての公告 [2016] 42 号」では、中国で設立・登記されている法人は、規定された状況に達すると、グループ関連会社との取引報告書の提出と同時に、国別報告書の提出も義務付けられています。納税者の過重な負担を軽減するために、OECD 行動計画に沿ったグローバルな協調を重視し、移転価格の追加文書については、BEPS 最終報告書で勧告されている通り、究極の親会社所在国への提出とし、究極の親会社の非所在国に関しては、政府間の情報交換によることを提言します。

(6) 中国子会社から中国外・親会社へのクロスボーダー資金預入時の増値税の廃止：

従来は中国子会社によるクロスボーダーの資金貸し付けは認められていませんでしたが、2013 年より規制が緩和され、外貨・人民元建て双方でクロスボーダー貸付が可能となりました。一方で、中国内の子会社が国外関係者より受け取る利息には、企業間取引として増値税が課されています（参考：中国内の法人が銀行に預け入れて受け取る利息は、企業・銀行間取引なので増値税が課されません）。

クロスボーダー貸付実施時、また中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる増値税の廃止を提言します。

(7) 区をまたぐ事務所移転に関する増値税発票発行問題：

上海の不動産価格（事務所家賃）は値上がり傾向が続いており、コスト軽減のために区を越えた移転を行う場合、登記移転に伴う税務局の手続き関係で移転後短くても 2 週間、長ければ 1 カ月もの間、増値税発票の発行が出来なくなると言われており、ビジネス上、非常に不便です。登記移転に伴う増値税発票発行等手続きの改善を提言します。

(8) 工事請負での個人所得税：

社員の個人所得税は、企業登記地においてすでに納付していますが、工事請負地においても再納付が必要とされ、再納付しなければ工事取り下げ金（支払金）の発票の手続きを行ってももらえない状況が生じています。このような二重課税は止めていただくことを提言します。

8. 外国人の居留、就労手続きの改善

(1) 外国人の居留、就労手続き期間

2013 年改正の「出入国管理法」及び関連規定では、外国人の居留、就労許可、就労証更新手続きの必要書類（「外国人無犯罪記録証明書」など）が増え、手続き期間は 15 日間に延長され（運用上は、天津市のみ改正前と同様の 5 日間に、北京は 10 日間に短縮されたものの）、改正前の 2-3 倍の時間を要します。この期間中、顔写真付の受領証の発行を受けることで都市部の国内出張については可能ですが、地方都市ではトラブルが懸念されるため、国外出張ができず、業務に支障を来しています。手続き期間の更なる短縮を検討いただくとともに、

一律に短縮できない場合、例えば、一定の要件を満たしている者（地域本部認定企業従業員、一定額以上の所得税を納税した駐在員など）について短縮を可能とするなどの改善を提言します。

（２）駐在員人数制限の窓口指導：

就労証取得時には、窓口で駐在員の人数を制限する指導が行われることがあります。本来、法令のもとで、企業のニーズに応じ必要な駐在員の派遣が認められるべきと考えますが、窓口での運用により制限を行うことが無いよう改善を提言します。

（３）外国人無犯罪記録証明書：

外国人無犯罪記録証明書の提出は、中国国内の転勤者（既に一度は提出済み）は対象から外し、新規居住者に限定するなどの手続き簡素化を提言します。

（４）60歳以上の人材への就労許可・就労証・ビザ発給：

現在、現地法人では、董事長でない限り、60歳以上の人材の長期滞在ビザ取得は出来ませんが、董事長に任命される人材は本社の取締役以上が多く中国に常駐するケースは少なく、通常、総経理に現地法人の運営が委ねられています。総経理も管理能力を問われるため、職歴の長い人間になりがちで、場合によっては適任者が60歳以上となり、また技術者の場合はさらにその傾向が顕著です。定年再雇用の人については、ほぼ65歳までのビザ発給はされるものの、専門家として招いた社外の人については、60歳以上であれば発給されません。有能な人材が中国で働けないことは、中国にとっても損失です。専門家については、経歴を公証することで、60歳以上でも就労ビザを発給されるよう提言します。

（５）学歴制限緩和：

加えて、学歴による制限を緩和し、物づくりの技術、或は優れた経営手腕を持った外国人の就労を受け入れていただくことを提言します。

9. 日中社会保障協定の早期締結、締結前の経過措置

2011年7月1日施行の社会保険法では、外国人の中国での社会保険強制加入が規定されました。両国政府間では現在、日中社会保障協定の交渉中であると伺っていますが、中国と日本での二重納付によるコスト増大を避けるべく、早期に締結されることを期待します。また、北京市等一部の直轄市・地方政府で強制加入が実施されていますが、協定締結までの間、社会保険料納付を免除する等の経過措置を実施していただくことを提言します。

10. その他の重要課題

（１）危険化学品管理：

危険化学品の中には、産業の加工プロセスにおける必需品が多々あり、その安全管理は喫緊の課題となっています。安全管理制度の改善・整備及び運用に当たっては、予定内容やスケジュールを含めて、透明性と公開性を高め、日中の化学工業会などの知見・経験の交流を密にし、しっかりしたオープンマインドのフレームワークで取組まれるよう提言します。

（２）生活・執務環境問題：

① 北京、天津、上海などの大気環境は、一時期の酷い状況は脱したとはいえるものの、まだまだマスクを手放せない状況です。安心して生活し執務、出張できる環境への早期改善を強く願っています。

② また、交通事故が多発しています。人命安全のため、交通規則順守の啓蒙強化、違反者の厳罰、乗用車前席のエアバッグ装着義務化などの対策を実施されることを提言します。

(3) 交通機関の時間精度向上：

中国国内路線の遅延が常態化しています。交通機関における時間精度の向上を提言します。

(4) 国内物流管理：

国内物流の拡大と時間短縮輸送には満足度が上がっている一方、安全な貨物輸送が求められます。内損がなくとも外包装の破損が常習化しており、物流業者の急成長のもとで、登録業者への管理、モラルの徹底と定期監査が実施されるよう提言します。

(5) 企業信用情報検索システム整備：

日中合弁企業設立が本格化した 90 年代～2000 年初頭と現在では経営環境は激変しているなか、納入先の中国企業や販社の信用状況が掴めず、企業の透明性が低いため、代金決済の問題が生じているケースがあります。国家工商行政管理総局には、全国の企業財務諸表が提出され、データが完備されていると思われまますので、この一部を一定基準に基づき検索出来るような企業信用情報検索システムの整備をビジネス環境改善の一環として提言します。

(6) 公的行事による規制の事前通知：

例えば、本年 9 月にて開催された G20 に伴い、工場稼働規制、交通規制が行われ、内外各企業はこれらへの対応（在庫積み増し、迂回輸送、早期出荷等の対応）が事前に必要となりましたが、情報が交錯し、事前対応に困難を極めました。公的行事のための規制に際しては、統一通知を早期に行い、経済への影響を軽減するようご配慮いただくことを提言します。